

令和4年 第8回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和4年9月26日(月) 10時00分
場 所 市役所3階 301会議室

○提出議題 (15件)

- 高農議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(4)
- 高農議第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明のこと(1)
- 報告第28号 農地法第3条の3第1号の規定による届出のこと(1)
- 報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(4)
- 報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)
- 報告第31号 農地利用変更届出のこと(1)
- 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(1)

○出席委員 (12名)

1番	三好 覚	2番	中谷 清隆
3番	中森 均	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	穴田 正平
7番	西村 一志	8番	
9番	北原 知子	10番	
11番	松本 和人	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	井神 兄雄

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (2名)

事務局 主 幹	尾塩 昌昭
” 事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	松本 剛
-------	------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第8回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第19号～第20号の5件、報告第28号～報告第32号の10件、併せて15件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第8回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番の松本和人委員さん、12番の松本慶一委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第19号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第19号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
(高農議第19号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保地区お願いします。
- 2番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。
- 12番 今回の申請場所は、建物が建てられるのですか。
- 事務局 申請場所は、明姫幹線南A地区 地区計画で沿道利便商業地区に指定されていますので建物を建てれます。
- 12番 完了報告はいつ提出されることになるのか。
- 事務局 令和8年に建物が完成してからになります。その間3ヶ月後に進捗状況報告、その後1年ごとに進捗状況を提出していただき令和8年建物が完成した時に完了報告を提出してもらうことになります。
- 議 長 その他ご意見、ご質問はございませんか。
- 次に進みます事務局説明願います。
- 事務局 (高農議第19号、2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。
- 12番 事務局の説明どおりですが同意については、北池農会、魚橋西農会と魚橋水利組合が業者に指導をして同意をしていますので阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

議長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。

事務局 次に進みます事務局説明願います。

事務局 (高農議第19号、 3番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。北浜地区願います。

13番 事務局の説明どおりですが、農地転用の面積はどれだけでもいいのですか。

事務局 転用計画の面積が事業の目的からみて適正と認められれば良い。

13番 北浜地区委員としては産業廃棄物を置かないことで認める。

議長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。

12番 進入路は、どんな道路か。

事務局 市が管理している道路です。

12番 水路上を通行するが大丈夫ですか。

事務局 業者に水路上は養生するように水利組合長が指導していると聞いています。

12番 道路の舗装、水路を補強するように、水利組合長が業者に言って出来るのか。

事務局 業者が市に相談し許可をとればできると思います。

議長 その他ご意見、ご質問はございませんか。

事務局 次に進みます事務局説明願います。

事務局 (高農議第19号、 4番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。北浜地区願います。

13番 事務局の説明どおりです。いまある駐車場を他社に譲渡するとのことだが、他社が今後どうするのかがわからないが、今回の申請については、北浜地区委員としても問題ないと思います。

議長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。

それでは、高農議第19号4件まとめて、その他ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第19号は承認されました。

続きまして高農議第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局 高農議第20号は相続税の納税猶予に関する適格者証明のことでございます。

(高農議第20号、 読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。荒井地区願います。

1番 荒井地区委員としても問題ないと思います。

議 長
各委員
議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第20号は承認されました。

続きまして報告第28号「農地法3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第28号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、1件ございます。

(報告第28号、1番を読み上げる)

議 長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

続きまして報告第29号「農地法4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第29号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告で、4件ございます。

(報告第29号、1番～4番を読み上げる)

議 長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

続きまして報告第30号「農地法5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第30号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3件ございます。

(報告第30号、1～3番を読み上げる)

議 長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

続きまして報告第31号「農地利用変更届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第31号は農地利用変更届出でございます。

(報告第31号、1番を読み上げる)

議 長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

続きまして報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第32号は農地法第18条第6項の規定による小作の解約でございます。

(報告第32号、1番を読み上げる)

議 長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時00分

議事録署名委員

松本 和人委員 _____

松本 慶一委員 _____